

記入例

別紙「高等学校等就学支援金について」も御確認ください。

令和 5年 ■月 ◆日

東京都教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書 (初回時)

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請し

収入状況届出書 (2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	とうきょう		たろう	
生徒の氏名	姓	東京	名	太郎
生徒の生年月日	昭和	平成	年	月
生徒の住所	〒	東京	板橋	市
保護者等の電話番号	〇〇〇-△△△△-XXXX 正午から午後1時まで及び午後5時以降連絡可能			
保護者等の電子メールアドレス	ichirotokyo1234@xxx.ne.jp			
生徒が在学する学校の名称	東京都立 板橋有徳高等学校			

チェック必須

必ず記入してください

日中連絡可能な電話番号、メールアドレスを記入してください(複数可)。電話番号は、時間帯が限定される場合は、日中連絡可能な時間帯の記載をお願いします。

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

- ※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 - ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 東京都立板橋有徳高等学校	令和5年4月7日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 定時制課程 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 学校 課程 科

和暦で記入してください。(例)令和〇〇年〇月〇日

過去の履修単位数

※ 学校記入欄

学校受付日

過去に就学支援金を受給したことのある方は、就学支援金の過去の履修単位数を記入してください。

学校番号(下5桁)	課程コード	授業料年度	開始月
4 0 4 5 2	0 2 0	0 5	4

【2. 保護者等の収入の状況について】

記入例

申請又は届出時点における保護者等の状況（本人の写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

個人番号
＝
マイナンバー
です。

原則として、
保護者全員
分のマイナ
ンバーをご
提出してく
ださい。

親権者1名
の場合は、
ア又はイに
必ずチェック
してください。

DVや養育放
棄等により
やむを得ず
親権者1名
分の個人番
号カードの
写しを添付
できない場
合は、イに
チェックし
てください。

マイナンバー
を提出する方
の氏名と生徒
との続柄、生
年月日をご記
入ください。

令和4年1月1
日現在、生活
扶助を受けて
いる場合は、
下の口に必ず
チェックして
ください。

令和4年1
月1日現在
に住所を有
していた都
道府県及
び区市町
村をご記入
ください。

就学支援金が所得
要件により適用外と
なった場合、東京都
の授業料減免制度
により、授業料を1/2
減額することができ
ます。就学支援金の
審査結果の通知を
受けてから申請して
ください。
（※23歳未満とは、
令和5年4月1日現
在の年齢です。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）
	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/>	イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。）
	<input type="checkbox"/>	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/>	イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。		
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の口にレ印を付けた場合は不要)です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の口にレ印を付けてください。

氏名 (ふりがな) とうきょう いちろう	生徒との続柄	氏名 (ふりがな) とうきょう はなこ	生徒との続柄
東京 一郎	父	東京 花子	母
生年月日 昭和・平成 ○○年 ×月 ◇日		生年月日 昭和・平成 ○○年 ×月 ◇日	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、口にレ印を付けてください。)

東京 <input type="checkbox"/> 都道府県 ×× <input type="checkbox"/> 市区町村	東京 <input type="checkbox"/> 都道府県 ×× <input type="checkbox"/> 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による区市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は区市町村民税の控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

チェック必須

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置委任することを了承します。

【4. その他(多子世帯における都立学校授業料等支援事業の該当)】

(次の事項に該当する場合、口にレ印を付けてください。)

保護者等の扶養する23歳未満(4月1日時点)の子が3人以上います。

※ レ印を付けた方は、就学支援金が所得制限により不認定となった場合、授業料の減額制度(多子世帯授業料支援事業)の対象となる場合があります。就学支援金の審査結果の通知を受けら別途申請してください。